

国 地 契 第 1 9 号
国 北 予 第 1 4 号
平 成 2 7 年 6 月 1 7 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

国 土 交 通 事 務 次 官
(公 印 省 略)

「建築設計業務委託契約書の制定について」等の一部改正について

「建築士法の一部を改正する法律」(平成26年法律第92号)の一部が平成27年6月25日に施行され、設計受託契約又は工事監理受託契約の締結に際して書面に記載し、当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されることから、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)の別冊建築設計業務委託契約書等の一部を下記のとおり改正し、平成27年6月25日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

記

(建築設計業務委託契約書の一部改正)

第1 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)の別冊建築設計業務委託契約書を次のように改正する。

「5 調停人」の次に次の一項を加える。

6 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり
第50条の次に次の別紙を加える。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

作成する設計図書の種類	
-------------	--

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】：
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)
【氏名】： 【資格】：() 設備士 【登録番号】： () 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(建築工事監理業務委託契約書の一部改正)

第2 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)の別冊建築工事監理業務委託契約書を次のように改正する。

「5 調停人」の次に次の一項を加える。

6 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり
第40条の次に次の別紙を加える。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	
-------------------------------------	--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】:() 設備士	【登録番号】:
() 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)